

株 主 各 位

札幌市豊平区月寒東1条18丁目5番1号

日糧製パン株式会社

代表取締役社長 吉 田 勝 彦

第83期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第83期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができませんので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成29年6月28日（水曜日）午後5時30分までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年6月29日（木曜日）午前10時
2. 場 所 札幌市豊平区月寒東1条18丁目5番1号
当社本社 4階大会議室

3. 会議の目的事項

報 告 事 項 第83期（平成28年4月1日から平成29年3月31日まで）
事業報告の内容および計算書類の内容報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 株式併合の件
- 第3号議案 定款一部変更の件
- 第4号議案 取締役7名選任の件
- 第5号議案 監査役1名選任の件
- 第6号議案 補欠監査役2名選任の件
- 第7号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.nichiryopan.co.jp/>）に掲載させていただきます。

事業報告

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当期におけるわが国の経済環境は、企業収益の改善や設備投資に持ち直しの動きがみられ、緩やかな回復基調が続きました。当業界におきましては、お客様の生活防衛意識が依然として強く、販売競争の激化に加え、人手不足に伴う人件費の上昇もあり、厳しい経営環境となりました。

このような情勢下におきまして、当社は、「おいしく、北海道らしく。」の方針のもと、「日糧ベスト70」を中心とした主力製品の品質向上を継続し、安全・安心でお客様に喜ばれる高品質な製品の提供に努めました。「絹艶」、「北の国のベーカリー」、「ラブラブサンド」など主力シリーズ製品のさらなる品質向上に取り組み、顧客への積極的な取扱拡大をはかりました。また、生産、販売、管理の各部門における業務の見直しや効率化を推し進め、継続して経営基盤の強化に取り組みでまいりました。また食品安全衛生面におきましては、引き続き安全・安心で高品質な製品を提供するため、「食の安全・安心」を最優先の課題としてAIBフードセーフティに基づく継続的な工場運営の管理強化に取り組みました。

当期の業績につきましては、売上高は17,641百万円(対前期比99.2%)、営業利益は385百万円(対前期比92.3%)、経常利益は399百万円(対前期比95.5%)、当期純利益は242百万円(対前期比86.5%)となりました。

製品区分別の売上状況は次のとおりであります。

食パンの売上高は2,489百万円(対前期比101.0%)で、「しっとり、やわらか」な食感をさらに向上させた「絹艶」が順調に推移するとともに、北海道産原料を使用した「絹艶北海道」の積極的な提案が食パン売上を牽引し、前期実績を上回りました。

菓子パンの売上高は6,621百万円(対前期比97.9%)で、「北の国のベーカリー」シリーズと「ラブラブサンド」シリーズの取扱拡大を継続するとともに、「こだわり」シリーズなどのドーナツ類や季節感を取り入れた製品を投入し売上の確保に努めましたが、ペストリー類が伸び悩み、前期実績を下回りました。

和菓子の売上高は3,541百万円（対前期比102.8%）で、「チーズ蒸しパン」などの蒸しパン類の伸長と「一口和菓子」シリーズや季節商品が好調に推移するとともに、北海道産原料を使用し積極的に取扱拡大をはかった「福かまど」シリーズの寄与もあり、前期実績を上回りました。

洋菓子の売上高は1,008百万円（対前期比86.5%）で、ロングセラー製品「ウエハスサンド」・「チョコブリッコ」の姉妹品の展開や、「チーズタルト」シリーズの品揃拡大などにより、売上回復に努めましたが、コンビニエンスストア向けのロールケーキが伸び悩み、前期実績を下回る結果となりました。

調理パン・米飯類の売上高は3,345百万円（対前期比101.9%）で、量販店向けの米飯類が引き続き堅調に拡大し、前期実績を上回りました。

製品区分別売上高

区 分	金 額	構 成 比	前 期 比
食 パ ン	2,489百万円	14.1%	101.0%
菓 子 パ ン	6,621	37.5	97.9
和 菓 子	3,541	20.1	102.8
洋 菓 子	1,008	5.7	86.5
調理パン・米飯類	3,345	19.0	101.9
その他仕入商品	634	3.6	95.3
合 計	17,641	100.0	99.2

(2) 設備投資等の状況

当期の設備投資の総額は463百万円であります。その主なものは、各工場の生産設備の維持・更新であります。

(3) 資金調達の状況

当期の所要資金につきましては、自己資金および借入金によって充当しており、増資または社債発行による資金の調達は行っておりません。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しといたしましては、雇用・所得環境の改善傾向が続くなかで、景気は緩やかな回復基調が続くことが期待されるものの、先行きは不透明な状況で推移するものと予想されます。当業界におきましては、人手不足に伴う人件費などのコスト上昇や原油価格上昇の影響が懸念され、厳しい経営環境が継続することが予測されます。

このような情勢下におきまして、当社は、「おいしく、北海道らしく。」の方針のもと、「日糧ベスト70」を中心とした主力製品の品質向上に継続して取り組み、安全・安心でお客様に喜ばれる高品質な製品の提供に努めてまいります。食パンについては、「絹艶」を中心に品質訴求と積極的な売場づくりにより店頭シェアアップをはかるとともに、お客様の多様化するニーズを取り入れた製品の品揃え強化により売上の伸長をめざしてまいります。菓子パンは、主力ブランド「北の国のベーカリー」、「ラブラブサンド」等の各シリーズの取扱拡大に注力するとともに、お客様の健康志向に対応した製品や季節の素材を取り入れた製品の開発・育成に取り組み、売上の回復をはかってまいります。和洋菓子においては、北海道産原料を活用した製品開発を強化するとともに、ロングライフ製品およびチルド製品の育成・拡充を進めてまいります。さらに、生産・販売一体となり市場動向に即応した製品施策と営業戦略の展開により新しい価値と新しい需要の創造に取り組むとともに、一層の業務効率化を推し進め、目標達成に向けて努力する所存でございますので、株主各位のなご一層のご指導・ご鞭撻をお願い申し上げます。

(5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 80 期 平成26年 3 月期	第 81 期 平成27年 3 月期	第 82 期 平成28年 3 月期	第 83 期 平成29年 3 月期 (当期)
売 上 高 (百万円)	17,074	17,587	17,790	17,641
経 常 利 益 (百万円)	262	393	418	399
当 期 純 利 益 (百万円)	120	195	280	242
1 株 当 たり 当 期 純 利 益 (円)	5.75	9.35	13.38	11.57
総 資 産 (百万円)	12,057	12,608	12,582	12,782
純 資 産 (百万円)	3,475	3,885	4,162	4,487

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式を除く）に基づき算出しております。

(6) 重要な親会社および子会社の状況

山崎製パン株式会社は、当社の議決権の28.7%を所有しており、当社は同社の持分法適用関連会社であります。

(7) 主要な事業内容（平成29年3月31日現在）

当社は、パン・菓子、米飯等の製造および販売ならびにその他の食料品の販売に関する事業を行っております。

(8) 主要な事業所等（平成29年3月31日現在）

名 称	所 在 地
本 社（月 寒 工 場）	北海道札幌市豊平区月寒東1条18丁目5番1号
琴 似 工 場	北海道札幌市西区琴似4条7丁目4番7号
釧 路 工 場	北海道釧路市鳥取南6丁目2番18号
函 館 工 場	北海道函館市昭和4丁目23番1号
旭 川 支 店	北海道旭川市流通団地2条1丁目11番地6

(注) 上記のほか、営業所3ヶ所（北海道帯広市・北見市、青森県青森市）を設置しております。

(9) 従業員の状況 (平成29年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
752名	27名増	42.4歳	13.4年

(10) 主要な借入先の状況 (平成29年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	748百万円
株式会社北洋銀行	868
株式会社北陸銀行	223

2. 会社の株式に関する事項 (平成29年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 (普通株式) 84,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 (普通株式) 20,948,491株 (自己株式90,989株を除く)
- (3) 当期末株主数 1,979名
(うち単元株数以上の株主数 1,568名)

(4) 大株主

株主名	持株数	持株比率
山崎製パン株式会社	5,982千株	28.5%
日糧取引先持株会	3,116	14.9
日糧従業員持株会	1,238	5.9
株式会社ADEKA	1,052	5.0
株式会社北洋銀行	1,038	4.9
相馬商事株式会社	821	3.9
東京海上日動火災保険株式会社	300	1.4
株式会社セコマ	210	1.0
メディパルフーズ株式会社	187	0.8
日本生命保険相互会社	174	0.8

- (注) 1. 持株比率は自己株式(90,989株)を控除して計算しております。
2. 株式会社セイコーマートは平成28年4月1日付にて、株式会社セコマへ商号変更いたしました。
3. 桜井通商株式会社は平成28年4月1日付にて、メディパルフーズ株式会社へ商号変更いたしました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (平成29年3月31日現在)

氏名	地位	担当、主な職業および重要な兼職の状況
山本和明	代表取締役会長	
吉田勝彦	代表取締役社長	
信田紀生	常務取締役	営業本部担当、営業本部長
渡邊賢司	常務取締役	製造本部担当兼食品安全衛生管理本部担当
北川由香里	取締役	総務本部担当兼経理本部担当
栗田昌直	取締役	総務本部長
山本隆行	取締役	山本隆行法律事務所代表 弁護士
吉沢武治	常勤監査役	
伊東孝	監査役	伊東・實重法律会計事務所代表 弁護士、公認会計士
上甲道人	監査役	山崎製パン株式会社 執行役員総務本部文書法務部長

- (注) 1. 十一隆男氏は平成28年6月29日開催の第82期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたしました。
2. 渡邊賢司氏は平成28年6月29日開催の第82期定時株主総会において、新たに取締役に選任され、就任いたしました。
3. 塚崎覺氏は、平成28年6月29日開催の第82期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により監査役を退任いたしました。
4. 上甲道人氏は、平成28年6月29日開催の第82期定時株主総会において、新たに監査役に選任され、就任いたしました。
5. 取締役のうち、山本隆行氏は、社外取締役であります。
6. 監査役のうち、伊東孝氏、上甲道人氏は、社外監査役であります。
7. 社外監査役伊東孝氏は、公認会計士であり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
8. 当社は、社外取締役山本隆行氏、社外監査役伊東孝氏を札幌証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は取締役の山本隆行氏ならびに監査役の伊東孝氏および上甲道人氏との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額であります。

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

取締役 8名 97百万円 (うち社外取締役 1名 6百万円)
監査役 2名 18百万円 (うち社外監査役 1名 7百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬等の額には使用人兼務取締役に対する使用人給与は含まれておりません。
2. 報酬等の額には役員退職慰労引当金の当期繰入額19百万円が含まれております。
3. 上記の支給人員には、無報酬の役員は含んでおりません。
4. 上記報酬等の額のほか、平成28年6月29日開催の第82期定時株主総会決議に基づき、役員退職慰労金を退任取締役に対して3百万円支給しております。なお、この金額には、当事業年度および過年度の事業報告において開示した役員退職慰労引当金の繰入額を含んでおります。
5. 取締役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内において、取締役報酬規程の定めるところにより、取締役会により決定しております。監査役の報酬は、株主総会で承認された総額の範囲内において、監査役報酬規程の定めるところにより、監査役の協議により決定しております。なお、平成3年6月27日開催の第57期定時株主総会において、取締役の報酬限度額は月額15百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人給与は含まない）、監査役は月額2百万円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役山本隆行氏の兼職先である山本隆行法律事務所と当社との間には特別の関係はありません。

社外監査役伊東孝氏は、当社の顧問弁護士であります。

社外監査役上甲道人氏の兼職先である山崎製パン株式会社は、当社の主要株主である筆頭株主およびその他の関係会社であります。

② 当期における主な活動状況

氏名	地位	主な活動状況
山本隆行	取締役	当期に開催した取締役会14回のすべてに出席し、弁護士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
伊東孝	監査役	当期に開催した取締役会14回のすべてに、また、監査役会9回のすべてに出席し、主に弁護士・公認会計士としての専門的見地から、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。
上甲道人	監査役	就任後開催した取締役会10回のすべてに、また、監査役会6回のすべてに出席し、会社業務における豊富な経験と高い見識に基づき、議案審議等に必要な発言を適宜行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

監査法人ハイビスカス

(2) 当期に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|------------------------------------|-------|
| ① 当期に係る会計監査人としての報酬等の額 | 18百万円 |
| ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 18百万円 |

- (注) 1. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告の聴取を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積り等の算出根拠などを確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託しておりません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。また、監査役会は、会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において「内部統制システムの構築に関する基本方針」を、以下のとおり定めております。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

経営理念や取締役会規則およびコンプライアンス委員会、コンプライアンス規程により、法令・定款等を遵守することの徹底を図る。また必要に

応じ外部の専門家を起用し法令定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令定款違反行為を発見した場合は直ちに監査役および取締役会に報告するなどガバナンス体制を強化する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役会議事録・稟議書を始めとする取締役の職務執行に係る情報については、情報管理規程、機密文書取扱規則、電子機密情報取扱規則等に基づきその保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持することとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 食品メーカーとして、「食の安全・安心」を最優先の課題として品質保証体制を構築する。製品の安全性の確保のため、全社的な組織的取り組みにより、日々の管理を実施し、A I B (American Institute of Baking) の「国際検査統合基準」に基づく教育指導・監査システムを活用し、総合的な食品安全衛生対策を推進する。また、行政機関、研究機関、原材料の納入業者およびお取引先等と適切に連携して食品の安全情報を的確に捉え、科学的なリスク分析・評価に基づいて食品事故の未然防止のために必要な措置を講じる。
- ② 損失の危険の管理に関する諸規程を整備し、適切に運用する。また、業務の遂行過程において生じる各種リスクの管理は、リスク管理ガイドラインを基に各担当部門において行う。定期的なリスクの洗出しを行い、その回避、移転、低減等の対応プランを作成し、使用人の教育・研修を実施するなど、その顕在化に備える。
- ③ 不測の事態に備え、危機管理マニュアルを整備し、万一危機が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、緊急対策チームおよび顧問弁護士等を含む社外支援チームを組織し、迅速な対応を行い、損害・影響等を最小限に止める体制を整える。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとする。また、当社の経営方針および経営戦略に関わる重要事項については月1回開催の経営会議において議論を行い、その審議を経て執行決定を行うものとする。
- ② 取締役会の決定に基づく業務執行については、経営会議規程、組織・権限規程、職務分掌規程、そのほか社内諸規程においてそれぞれの責任者およびその責任、執行手続の詳細について定め、効率的に職務執行できるようにする。

- (5) 使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① コンプライアンス体制の基礎として、コンプライアンス規程を定め、使用人が法令・定款等を遵守することの徹底を図る。また、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの確立、普及、定着を図り、企業倫理および遵法精神に基づく企業行動を推進する。必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。
 - ② 内部監査部門として執行部門から独立した内部監査室を設置、各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセス改善に努める。
 - ③ 取締役は当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。また、内部監査室等は自らの活動の結果を定期的に代表取締役社長に報告する。
 - ④ 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、従業員相談窓口および社外の弁護士を直接の情報受領者とする社内通報システムを整備し、コンプライアンス規程に基づき運用を行うこととする。
 - ⑤ 当社およびグループ会社は、財務報告の信頼性確保のため、当社で定める「財務報告に係る内部統制に関する実行方針書」に従い、財務報告に係る内部統制を整備し適切に運用する。
- (6) 当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- ① グループ会社における業務の適正を確保するため、グループ会社全てにおいて当社のコンプライアンス規程およびリスク管理体制を適用し、グループ会社の取締役および使用人に対して周知徹底を図る。関係会社管理規程により子会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。取締役は、グループ会社において、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見した場合には、直ちに監査役に報告するものとし、遅滞なく取締役会において報告するものとする。
 - ② グループ会社は、当社からの経営管理、経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、直ちに監査役に報告を行うとともに、意見を述べるができるものとする。監査役は取締役会に意見を述べるとともに、改善策の策定を求められることができるものとする。
 - ③ グループ会社の取締役は、職務の執行に係る事項について、当社へ定期的に報告する。

- (7) 反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制
- ① 当社およびグループ会社は、反社会的勢力への対抗姿勢として、「企業行動規範」「行動基準」その他の社内規程等を制定し、その徹底を図り、断固たる態度で反社会的勢力との関係を遮断・排除することで、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持する。
 - ② 反社会的勢力による不当要求等への対応を所管する部署を総務部と定め、事案発生時に備え、社内体制の整備を行い、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な関係を構築する。
- (8) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項および監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ① 監査役がその職務を補助する使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人を配置するものとし、配置にあたっての内容は、監査役と協議のうえ、その意見を十分考慮して検討する。
 - ② 監査役補助者の任命・異動に係わる事項の決定には、監査役の同意を必要とする。
 - ③ 監査役補助者は、監査役の指揮命令に従い職務を遂行する。
- (9) 監査役への報告に関する体制
- ① 監査役は取締役会、経営会議をはじめとする重要な会議へ参加するとともに、取締役が決裁する稟議書やリスク管理・内部監査等に関する報告書の閲覧、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について報告を受けるものとする。
 - ② また前記に係わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社およびグループ会社の取締役および使用人ならびにグループ会社の監査役に対して報告を求めることができる。その場合、報告を求められた者は速やかに報告をする。
 - ③ 監査役に報告をした者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いをしない。
- (10) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ① 監査役は、効率的な監査を行うため、会計監査人および内部監査室と定期的に協議および意見交換を行う。
 - ② 監査役は、代表取締役と定期的な意見交換会を設定し、監査上の重要課題について意見交換を行う。
 - ③ 監査役は当社の法令遵守体制および社内通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

- ④ 監査役がその職務の執行について生じる費用の前払または償還等の請求をしたときは、会社は、当該監査役の職務執行に必要でないと思われる場合を除き、速やかに当該費用または債務を支払うものとする。

6. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における「内部統制システムの構築に関する基本方針」の主な運用状況は以下のとおりであります。

(1) 内部統制システム全般

内部監査は、内部監査室が業務全般にわたる監査を実施し、適宜代表取締役社長へ報告・説明し意見を求め、不正の発見・防止およびプロセス改善に努めております。また、財務報告に係る内部統制については、「財務報告に係る内部統制に関する実行方針書」に沿って実施しております。

(2) コンプライアンス体制

コンプライアンスの徹底を図るため、コンプライアンス委員会を開催し、コンプライアンスの状況の確認や問題等の把握を行うとともに、コンプライアンスに関連する規程改定などを実施し、コンプライアンス体制を整備しております。また、不祥事や問題の発生を未然に防止するため、「日糧グループ従業員相談窓口」の周知や「インサイダー取引防止規定」など各規程遵守についての啓発を定期的実施しております。

(3) リスク管理体制

製品の安全性の確保のため、AIBに基づく教育・監査システムを活用した工場運営に加え、食品安全委員会を定期的開催して課題の把握と改善を継続して行い、製品の品質保証体制を整えております。また、リスク管理ガイドラインに基づき、想定されるリスクの評価および見直しを定期的実施しております。リスクの発生を未然に防ぐため、報告・連絡・相談の徹底を継続して啓発するなどしてリスク管理体制を整備しております。

(4) 監査役の監査体制

監査役は、取締役会・経営会議等の重要な会議へ出席するほか、稟議案件等の書類閲覧や担当部署からの報告・説明を受け、内部統制システムの整備・運用状況を確認しております。また代表取締役と意見交換会を定期的実施し、重要情報や問題点を共有し監査の実効性の向上を図っております。

(注) 本事業報告の記載数字は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

貸借対照表

(平成29年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	4,268,925	流動負債	4,578,892
現金及び預金	1,895,773	支払手形	744,593
売掛金	1,988,304	買掛金	1,224,460
商品及び製品	41,461	短期借入金	750,000
仕掛品	41,394	1年内返済予定の長期借入金	493,392
原材料及び貯蔵品	140,526	未払金	580,233
前払費用	21,449	未払費用	177,829
繰延税金資産	83,376	未払法人税等	112,339
未収入金	46,154	未払消費税等	90,257
立替金	4,448	預り金	66,965
その他	8,076	賞与引当金	215,537
貸倒引当金	△2,039	設備関係支払手形 その他	95,673 27,611
固定資産	8,513,431	固定負債	3,716,156
有形固定資産	7,643,318	長期借入金	919,192
建物	1,449,574	再評価に係る繰延税金負債	1,190,579
構築物	84,079	退職給付引当金	1,536,962
機械及び装置	1,326,196	役員退職慰労引当金	67,623
車両運搬具	17,221	その他	1,800
工具、器具及び備品	103,840		
土地	4,662,405	負債の部合計	8,295,049
無形固定資産	112,564	(純資産の部)	
借地権	6,000	株主資本	1,587,009
ソフトウェア	106,564	資本金	1,051,974
投資その他の資産	757,548	利益剰余金	546,526
投資有価証券	545,970	その他利益剰余金	546,526
関係会社株式	30,000	繰越利益剰余金	546,526
出資金	530	自己株式	△11,490
破産更生債権等	21	評価・換算差額等	2,900,297
長期前払費用	8,135	その他有価証券評価差額金	205,956
投資不動産	74,938	土地再評価差額金	2,694,340
差入保証金	1,577		
繰延税金資産	86,682	純資産の部合計	4,487,306
その他	9,715		
貸倒引当金	△23	負債及び純資産の部合計	12,782,356
資産の部合計	12,782,356		

損 益 計 算 書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	17,641,162
売 上 原 価	12,528,134
売 上 総 利 益	5,113,028
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	4,727,757
営 業 利 益	385,271
営 業 外 収 益	41,016
受 取 利 息	21
受 取 配 当 金	11,831
受 取 賃 貸 料	11,584
受 取 保 険 金	10,115
そ の 他	7,463
営 業 外 費 用	26,620
支 払 利 息	26,619
そ の 他	0
経 常 利 益	399,667
特 別 利 益	2,989
特 別 損 失	15,656
固 定 資 産 売 却 益	2,989
固 定 資 産 売 却 損	435
固 定 資 産 除 却 損	10,785
減 損 損 失	4,435
税 引 前 当 期 純 利 益	387,000
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	154,769
法 人 税 等 調 整 額	△10,182
当 期 純 利 益	242,413

株主資本等変動計算書

(平成28年4月1日から
平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株主資本合計
		その他利益剰余金	利益剰余金合計		
		繰越利益剰余金			
平成28年4月1日残高	1,051,974	304,112	304,112	△10,674	1,345,412
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,051,974	304,112	304,112	△10,674	1,345,412
事業年度中の変動額					
当 期 純 利 益	—	242,413	242,413	—	242,413
自己株式の取得	—	—	—	△816	△816
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額(純額)	—	—	—	—	—
事業年度中の変動額合計	—	242,413	242,413	△816	241,596
平成29年3月31日残高	1,051,974	546,526	546,526	△11,490	1,587,009

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成28年4月1日残高	122,585	2,694,340	2,816,926	4,162,338
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—
会計方針の変更を反映した当期首残高	122,585	2,694,340	2,816,926	4,162,338
事業年度中の変動額				
当 期 純 利 益	—	—	—	242,413
自己株式の取得	—	—	—	△816
株主資本以外の項目の 事業年度中の 変動額(純額)	83,371	—	83,371	83,371
事業年度中の変動額合計	83,371	—	83,371	324,968
平成29年3月31日残高	205,956	2,694,340	2,900,297	4,487,306

個別注記表

[継続企業の前提に関する注記]

該当事項はありません。

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 子会社株式及び関連会社株式
移動平均法に基づく原価法
- ② その他有価証券
時価のあるもの
決算期末日の市場価格等に基づく時価法
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
時価のないもの
移動平均法に基づく原価法

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)によっております。

- ① 商品
先入先出法
- ② 製品
売価還元法
- ③ 原材料、仕掛品、貯蔵品
先入先出法

2. 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)並びに平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物は定額法。なお、平成19年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)以外の有形固定資産については平成19年度税制改正前の定率法によっております。

② 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法

なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。但し、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法。

③ 投資その他の資産(リース資産を除く) 投資不動産 定率法

但し、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)は定額法。なお、平成19年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備は除く)以外の有形固定資産については平成19年度税制改正前の定率法によっております。

④ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

① 貸倒引当金 債権の貸倒発生に備えるため、回収不能見込額を計上しております。

- a 一般債権
貸倒実績率法
- b 貸倒懸念債権及び破産更生債権
財務内容評価法

② 賞与引当金 従業員の賞与の支払いに備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ③ 退職給付引当金
 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。
- a 退職給付見込額の期間帰属方法
 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
- b 数理計算上の差異の費用処理方法
 数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日次から費用処理しております。
- ④ 役員退職慰労引当金
 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

[会計方針の変更に関する注記]

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

この結果、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ4,525千円増加しております。

[貸借対照表に関する注記]

1. 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 下記の固定資産を下欄の短期及び長期借入金金の担保として提供しております。

(1) 工場財団

月寒工場、琴似工場、釧路工場、函館工場とで工場財団を組成し、担保に提供しております。

建物	807,134千円
構築物	11,185 〃
機械及び装置	191,400 〃
土地	4,110,891 〃
合計	5,120,611千円

長期借入金（1年内返済予定分を含む）	1,412,584千円
短期借入金	750,000 〃
合計	2,162,584千円

3. 有形固定資産の減価償却累計額
 なお、減価償却累計額には減損損失累計額が含まれております。 13,241,547千円

4. 土地の再評価

「土地の再評価に関する法律」（平成10年3月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年3月31日改正）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金として純資産の部に計上しております。

（再評価の方法）

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法（平成3年法律第69号）第16条に規定する地価税の課税価格の計算の基礎となる土地の価額を算出するために国税庁長官が定めて公表した方法により算出した価額に基づいて、奥行補正等合理的な調整を行って算出する方法を採用しております。

再評価を行った年月日 平成12年3月31日
 再評価を行った土地の期末における時価と再評価後の帳簿価額との差額 △1,479,705千円

[損益計算書に関する注記]

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 通常の販売目的で保有するたな卸資産の収益性の低下による簿価切下額
売上原価

4,782千円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 発行済株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	21,039,480	—	—	21,039,480

- 自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	86,499	4,490	—	90,989

(変動事由の概要)

増加数の主な内訳は、次のとおりであります。

単元未満株式の買取りによる増加 4,490株

- 配当に関する事項

- 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
平成29年6月29日開催予定の定時株主総会に、次のとおり付議する予定であります。

- ① 配当金の総額 41,896千円
- ② 1株当たり配当額 2円
- ③ 配当の原資 利益剰余金
- ④ 基準日 平成29年3月31日
- ⑤ 効力発生日 平成29年6月30日

なお、1株当たり配当額には復配記念配当0円50銭が含まれております。

[税効果会計に関する注記]

- 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

貸倒引当金超過額	627千円
賞与引当金超過額	66,062 〃
退職給付引当金超過額	467,616 〃
投資有価証券評価損否認	26,089 〃
投資不動産評価損否認	156,358 〃
固定資産減損損失	4,027 〃
その他	54,088 〃
繰延税金資産小計	774,869千円
評価性引当額	△546,514 〃
繰延税金資産合計	228,355千円

(繰延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△58,296千円
繰延税金負債合計	△58,296千円
繰延税金資産の純額	170,058千円

2. 再評価に係る繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳	
（繰延税金資産）	
土地再評価差額金	9,175千円
再評価に係る繰延税金資産小計	9,175千円
評価性引当額	△9,175 〃
再評価に係る繰延税金資産合計	一千元
（繰延税金負債）	
土地再評価差額金	△1,190,579千円
再評価に係る繰延税金負債合計	△1,190,579千円
再評価に係る繰延税金資産（負債）の純額	△1,190,579千円
3. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳	
法定実効税率	30.7%
（調整）	
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.0 〃
住民税均等割	3.2 〃
評価性引当額の増減	2.9 〃
その他	△1.4 〃
税効果会計適用後の法人税等の負担率	37.4%

[リースにより使用する固定資産に関する注記]

1. オペレーティング・リース取引	
オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料	
1年以内	68,652千円
1年超	154,985 〃
合計	223,637千円

[金融商品に関する注記]

- 金融商品の状況に関する事項
 - 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、また、資金調達については銀行借入による方針です。なお、デリバティブ取引は全く利用しておりません。
 - 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を1年ごとに把握することとしています。

投資有価証券である株式は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、四半期ごとに時価の把握を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金（原則として5年以内）は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、定期的に経理所管の役員に報告されております。
 - 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

特筆すべき事項はありません。
- 金融商品の時価等に関する事項

平成29年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれておりません（(注2)参照）。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	1,895,773	1,895,773	—
(2) 売掛金	1,988,304	1,988,304	—
(3) 投資有価証券 その他有価証券	543,205	543,205	—
(4) 支払手形	(744,593)	(744,593)	—
(5) 買掛金	(1,224,460)	(1,224,460)	—
(6) 短期借入金	(750,000)	(750,000)	—
(7) 長期借入金 (1年内返済予定分を含む)	(1,412,584)	(1,407,178)	5,405

(*) 負債に計上されているものについては、() で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、並びに (2) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

(4) 支払手形、(5) 買掛金、並びに (6) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) 長期借入金 (1年内返済予定分を含む)

長期借入金の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式 (貸借対照表計上額2,765千円) は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。

[賃貸等不動産に関する注記]

1. 賃貸等不動産の概要

北海道及びその他の地域において事業の用に供していない投資不動産で、一部賃貸されているものを含んでおります。

2. 賃貸等不動産の貸借対照表計上額及び当事業年度における主な変動額並びに当期末の時価及び当該時価の算定方法

(単位：千円)

貸借対照表計上額				当期末の時価
当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	
79,376	—	4,438	74,938	85,824

(注1)

貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2)

当期減少額は次のとおりであります。

売却 3千円
減損損失 4,435千円

(注3)

当期末の時価は、主要な物件については社外の不動産鑑定士による不動産鑑定評価書に基づく金額、その他の物件については、適切な市場価格を反映していると考えられる指標 (路線価、又は固定資産税評価額) に基づく金額によっております。

[持分法損益等に関する注記]

1. 関連会社に関する事項
当社は、関連会社を有していません。
2. 開示対象特別目的会社に関する事項
当社は、開示対象特別目的会社を有していません。

[関連当事者との取引に関する注記]

該当事項はありません。

[1株当たり情報に関する注記]

1. 1株当たり純資産額 214円21銭
 2. 1株当たり当期純利益 11円57銭
- なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益の金額については、潜在株式が存在しないため記載していません。

算定上の基礎

(1株当たり純資産額)

貸借対照表の純資産の部の合計額	4,487,306千円
普通株式に係る純資産額	4,487,306千円
普通株式の発行済株式数	21,039,480株
普通株式の自己株式数	90,989株
1株当たり純資産額の算定に用いられた普通株式数	20,948,491株

(1株当たり当期純利益)

損益計算書上の当期純利益	242,413千円
普通株式に係る当期純利益	242,413千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	該当事項はありません。
普通株式の期中平均株式数	20,950,757株

[重要な後発事象に関する注記]

該当事項はありません。

[その他の注記]

1. 退職給付に関する注記
 - (1) 採用している退職給付制度の概要
当社は、確定給付型の制度として、規約型確定給付企業年金制度及び退職一時金制度を設けております。また、従業員の退職等に際して割増退職金を支払う場合があります。

(2) 確定給付制度

① 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	1,780,120千円
会計方針の変更による累積的影響額	— 〃
会計方針の変更を反映した期首残高	1,780,120 〃
勤務費用	96,312 〃
利息費用	10,680 〃
数理計算上の差異の発生額	22,953 〃
退職給付の支払額	△97,885 〃
過去勤務費用の発生額	— 〃
その他	— 〃
退職給付債務の期末残高	1,812,181 〃

② 年金資産の期首残高と期末残高の調整表	
年金資産の期首残高	219,869千円
期待運用収益	2,198 /
数理計算上の差異の発生額	4,973 /
事業主からの拠出額	5,453 /
退職給付の支払額	△11,667 /
その他	— /
年金資産の期末残高	220,827 /
③ 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表	
積立型制度の退職給付債務	1,812,181千円
年金資産	△220,827 /
	1,591,353 /
非積立型制度の退職給付債務	— /
未積立退職給付債務	1,591,353 /
未認識数理計算上の差異	△54,391 /
未認識過去勤務費用	— /
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,536,962 /
退職給付引当金	1,536,962千円
前払年金費用	— /
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,536,962 /
④ 退職給付費用及びその内訳項目の金額	
勤務費用	96,312千円
利息費用	10,680 /
期待運用収益	△2,198 /
数理計算上の差異の費用処理額	17,687 /
過去勤務費用の費用処理額	— /
臨時に支払った割増退職金	— /
確定給付制度に係る退職給付費用	122,482 /
⑤ 年金資産に関する事項	
a 年金資産の主な内訳	
年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。	
債券	53%
株式	34%
現金及び預金	5%
その他	8%
合計	100%
b 長期期待運用収益率の設定方法	
年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。	
⑥ 数理計算上の計算基礎に関する事項	
当事業年度末における主要な数理計算上の計算基礎	
割引率	0.6%
長期期待運用収益率	1.0%

2. 減損損失に関する注記

- (1) 当社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しました。

(単位：千円)

用途	種類	場所	金額
遊休資産	投資不動産	札幌市南区	900
		北海道美唄市	3,500
		群馬県吾妻郡嬭恋村	32
		長野県塩尻市	3
計			4,435

- (2) 経緯

事業の用に供していない遊休資産のうち、時価が著しく下落した資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失4,435千円を特別損失に計上いたしました。

- (3) グループिंगの方法

管理会計上の区分をキャッシュ・フローを生み出す最小単位として捉え、その単位を基礎にグループングする方法を採用しております。また、遊休資産については個別資産ごとにグループングを行っております。

- (4) 回収可能価額の算定方法

正味売却価額により測定し、不動産鑑定評価又は固定資産税評価額に基づき算定しております。

3. 資産除去債務に関する注記

- (1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

該当事項はありません。

- (2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務

当社は、賃貸借契約に基づき使用する一部の営業所について、退去時における原状回復に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する賃借資産の使用期間が明確でなく、現時点では移転等も予定されていないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。また、当社が所有する固定資産の一部にアスベスト除去に係る債務を有しておりますが、当該債務に関連する資産の使用期間が明確でないことから、資産除去債務を合理的に見積もることができません。そのため、これら当該債務に見合う資産除去債務は計上しておりません。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年5月9日

日糧製パン株式会社
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス

指 定 社 員 公認会計士 藤 川 芳 己 ㊞
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 堀 俊 介 ㊞
業 務 執 行 社 員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日糧製パン株式会社の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10

月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である監査法人ハイビスカスの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年5月12日

日糧製パン株式会社 監査役会

常勤監査役	吉	沢	武	治	㊟
社外監査役	伊	東		孝	㊟
社外監査役	上	甲	道	人	㊟

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、確実に収益を確保できるよう経営基盤と財務体質の強化に努め、永続的な企業の成長と安定した配当を継続することを基本方針としておりますが、平成10年3月期以降、長年にわたり無配を継続しておりました。この間、株主の皆様にはご迷惑をお掛けいたしました。

当期の配当につきましては、上記方針および当期の業績と今後の経営環境等を勘案いたしまして、以下のとおり復配することとさせていただきますと存じます。

今後は、安定的な配当を維持すべく、引き続き企業体質の強化に努めてまいります。

期末配当に関する事項

1.配当財産の種類

金銭といたします。

2.株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

1円50銭の普通配当に、50銭の復配記念配当を加えて、当社普通株式1株当たり金2円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は41,896,982円となります。

3.剰余金の配当が効力を生じる日

平成29年6月30日

第2号議案 株式併合の件

1.株式併合を必要とする理由

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、上場する内国会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一することを決定しております。当社は、札幌証券取引所に上場する会社としてこの趣旨を尊重し、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更するとともに、単元株式数の変更後においても、札幌証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）とするために、株式の併合を実施いたします。

2.併合の割合

当社の普通株式について、10株を1株に併合いたしたいと存じます。

なお、併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

3. 株式併合の効力発生日
平成29年10月1日

4. 効力発生日における発行可能株式総数
現在の8,400万株から840万株に変更いたします。

5. その他

本議案に係る株式併合は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

なお、その他手続き上の必要事項につきましては、取締役会にご一任いただきたいと思います。

第3号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更したいと存じます。

1. 変更の理由

第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、株式併合による当社発行済株式総数の減少に伴う発行可能株式総数の適正化を図るため、株式併合の割合（10分の1）に応じて発行可能株式総数を8,400万株から840万株に変更するとともに、当社株式の売買単位を100株に変更するため、単元株式数を1,000株から100株に変更するものであります。

なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成29年10月1日をもって効力を生じる旨の附則を設け、本附則はその効力発生日の経過をもってこれを定款から削除することといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>8,400</u> 万株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>840</u> 万株とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000</u> 株とする。 (新設)	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100</u> 株とする。 (附則) 第6条および第8条の変更は、平成29年10月1日をもって効力が発生するものとする。なお、本附則は、平成29年10月1日の経過後、これを削除する。

第4号議案 取締役7名選任の件

取締役全員（7名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	よし だ かつ ひこ 吉田勝彦 (昭和26年12月2日生)	昭和51年3月 当社入社 平成8年6月 当社取締役 平成16年6月 当社取締役兼執行役員 平成18年6月 当社取締役兼専務執行役員 平成19年6月 当社代表取締役社長兼社長執行役員兼製造本部担当 平成22年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	70,000株
<p><取締役候補者とした理由> 代表取締役社長である吉田勝彦は、入社以来、生産部門を中心に商品開発、購買等の担当を経て、平成8年に取締役に就任し、主に生産部門を担当、平成19年6月より代表取締役社長を務めております。現在に至るまで代表取締役社長として、強いリーダーシップのもと企業価値向上に努め、重要な意思決定を行い、業務執行を指揮してまいりました。当社の事業経営に関する十分な知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
2	※ そのめ や まさ ゆき 染谷正行 (昭和33年7月31日生)	昭和57年4月 山崎製パン(株)入社 平成23年8月 同社福岡工場長 平成25年3月 同社安城工場長 平成26年7月 同社生産統括本部パン第二本部 パン第二部長 平成27年3月 同社執行役員 生産統括本部 パン第二本部長 平成29年3月 同社執行役員 生産統括本部付 現在に至る 平成29年4月 当社顧問 現在に至る	0株
<p><取締役候補者とした理由> 染谷正行氏は、山崎製パン(株)へ入社以来、主に生産関連業務に携わり、同社の工場長を歴任し、平成27年3月より同社の執行役員パン第二本部長に就任され、同社の菓子パン部門の生産全般を担当され、平成29年4月より山崎製パン(株)から当社の顧問として派遣され、同社における豊富な業務経験と生産業務に関する知見を有していることから、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
3	信田紀生 (昭和30年3月29日生)	昭和53年4月 当社入社 平成19年4月 当社執行役員営業本部長 平成21年4月 当社常務執行役員営業本部長 平成22年9月 当社常務執行役員函館工場長 平成25年6月 当社取締役営業本部長 平成26年6月 当社取締役営業本部担当、営業本部長 平成27年6月 当社常務取締役営業本部担当、営業本部長 現在に至る	50,000株
<p><取締役候補者とした理由> 信田紀生氏は、入社以来、生産・営業関連部門に携わり、函館工場長として現場に精通し、平成25年に取締役に就任し、営業本部長を務め、現在は常務取締役として営業本部を担当しております。当社における豊富な業務経験と生産・営業全般に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
4	渡邊賢司 (昭和33年2月8日生)	昭和51年4月 山崎製パン(株)入社 平成25年3月 同社埼玉工場埼玉第二東村山工場長 平成26年7月 同社横浜第一工場長 平成27年11月 当社常務執行役員製造本部担当兼食品安全衛生管理本部担当 平成28年6月 当社常務取締役製造本部担当兼食品安全衛生管理本部担当 現在に至る	1,000株
<p><取締役候補者とした理由> 渡邊賢司氏は、山崎製パン(株)へ入社以来、主に生産関連業務に携わり、同社の工場長を歴任し生産現場に精通しており、平成27年11月より山崎製パン(株)から派遣され、当社の常務執行役員を経て、平成28年6月より常務取締役に就任し、製造本部・食品安全衛生管理本部を担当しております。山崎製パン(株)および当社における業務経験と生産関連業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
5	北川由香里 (昭和30年8月30日生)	昭和53年4月 当社入社 平成16年6月 当社執行役員経理部長 平成18年4月 当社執行役員管理本部長 平成21年4月 当社常務執行役員管理本部長 平成22年6月 当社取締役管理本部長 平成27年4月 当社取締役総務本部担当兼経理本部担当 現在に至る	41,000株
<p><取締役候補者とした理由> 北川由香里氏は、入社以来、主に経理・管理部門に携わり、平成22年に取締役に就任し、管理本部長を経て、現在は総務本部・経理本部を担当しております。当社における豊富な業務経験と総務、経理・財務業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
6	栗田昌直 (昭和37年2月5日生)	昭和59年4月 山崎製パン(株)入社 平成19年3月 同社総務本部総務部次長 平成21年8月 当社執行役員管理本部総務部長 平成27年4月 当社執行役員総務本部長 平成27年6月 当社取締役総務本部長 現在に至る	8,000株
<p><取締役候補者とした理由></p> <p>栗田昌直氏は、山崎製パン(株)へ入社以来、主に総務関連業務に携わり、平成21年8月より山崎製パン(株)から派遣され、当社の執行役員に就任し、管理本部総務部長を経て、平成27年に当社の取締役に就任し、現在は総務本部長として総務関連業務を担当しております。山崎製パン(株)および当社における業務経験と総務関連業務に関する知見を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>			
7	山本隆行 (昭和41年3月3日生)	平成3年4月 弁護士登録 平成3年4月 伊東法律会計事務所(現 伊東・實重法律会計事務所) 入所 平成7年4月 山本隆行法律事務所開設 現在に至る 平成26年6月 当社取締役 現在に至る	0株
<p><社外取締役候補者とした理由></p> <p>山本隆行氏は、弁護士としての経験と専門的な知識を有しており、当社の取締役の業務執行について客観的な立場から、監督していただくとともに、経営全般に対する助言をいただけるものと判断し、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に社外役員となること以外の方法で会社経営に直接関与したことがありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって3年となります。</p>			

- (注) 1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 山本隆行氏は、社外取締役候補者であります。なお、同氏を独立役員として札幌証券取引所に届け出ております。
4. 当社は山本隆行氏と、会社法第423条第1項に定める社外取締役の当社に対する損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結しております。同氏の再任が承認された場合、当社は同氏との間で責任限定契約を継続する予定であります。

第5号議案 監査役1名選任の件

監査役伊東孝氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出については、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
さね しげ よう すけ 實重 洋祐 (昭和50年12月7日生)	平成19年11月 司法研修所入所 平成20年12月 弁護士登録 伊東法律会計事務所(現伊東・實重法律会計事務所)入所 平成25年1月 伊東・實重法律会計事務所パートナーに就任 現在に至る	0株
<p><社外監査役候補者とした理由> 實重洋祐氏は、弁護士としての専門的な知識・経験を有しており、当社の監査に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は過去に会社経営に直接関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。</p>		

- (注) 1. 實重洋祐氏は、新任の社外監査役候補者であります。なお、同氏を独立役員として札幌証券取引所に届け出る予定であります。
2. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 實重洋祐氏が社外監査役に選任された場合は、当社は同氏と、会社法第423条第1項に定める社外監査役の当社に対する損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。

第6号議案 補欠監査役2名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役2名の選任をお願いするものであります。

木戸博樹氏は監査役吉沢武治氏の補欠として、小林純也氏は社外監査役上甲道人氏および第5号議案が原案どおり承認可決されました場合の社外監査役實重洋祐氏の補欠としてそれぞれ選任願いたいと存じます。

また、本決議の効力は次期定時株主総会開始の時までといたします。

なお、本議案の提出については、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所有する当社株式数
1	木戸博樹 (昭和34年1月2日生)	昭和57年4月 当社入社 平成17年4月 当社製菓部長 平成19年4月 当社製造本部長兼製菓部長兼物流部長 平成23年1月 当社執行役員製造本部長兼月寒工場長兼和菓子部長 平成27年4月 当社常務執行役員釧路工場長 現在に至る	1,000株
2	小林純也 (昭和48年8月18日生)	平成12年4月 司法書士登録 平成19年11月 司法研修所入所 平成20年12月 弁護士登録 田村・橋場法律事務所入所 平成25年2月 小林純也法律事務所開設 現在に至る	0株

- (注) 1. 小林純也氏は、補欠の社外監査役候補者であります。同氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、弁護士・司法書士として培われた法律知識を有しており、監査役に就任された場合に当社の監査体制に活かしていただけるものと判断し、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。また、同氏は過去に会社経営に直接関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。
2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 小林純也氏が社外監査役に就任された場合は、当社は同氏と、会社法第423条第1項に定める社外監査役の当社に対する損害賠償責任について、法令が規定する額に限定する契約を締結する予定であります。

第7号議案 退任取締役および退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任されます山本和明氏、ならびに監査役を退任されます伊東孝氏に対し、その在任中の功労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。なお、その具体的金額、贈呈の時期および方法等は、退任取締役については取締役会に、退任監査役については監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

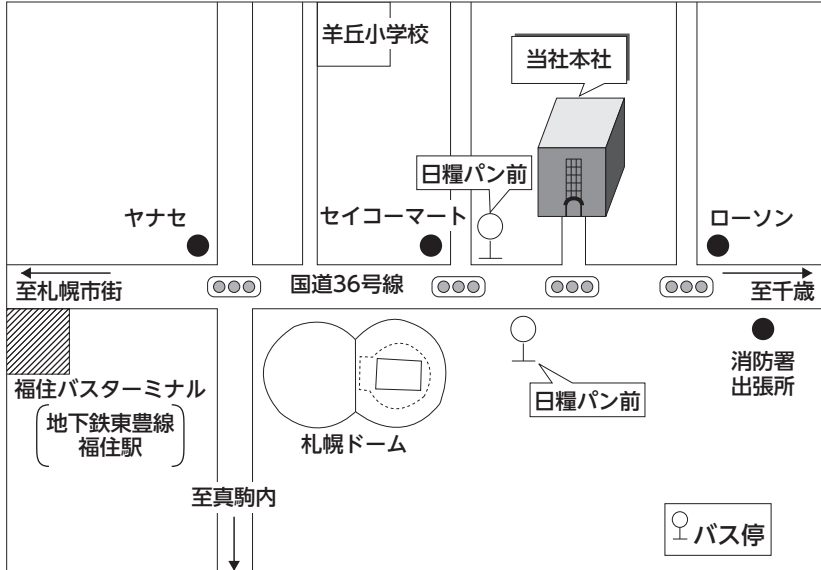
退任取締役および退任監査役の略歴は次のとおりであります。

氏 名	略 歴
やま もと かず あき 山 本 和 明	平成26年6月 当社代表取締役会長 現在に至る
い とう たかし 伊 東 孝	平成17年6月 当社監査役 現在に至る

以 上

株主総会会場ご案内図

■札幌市豊平区月寒東1条18丁目5番1号
当社本社 4階大会議室 電話 (011) 851-8131



<交通のご案内>

- 北海道中央バス 地下鉄東豊線福住駅バスターミナル発

平50	福85	福86	福87	80	113	ほか
-----	-----	-----	-----	----	-----	----

「日糧パン前」下車 徒歩3分

- 札幌市営地下鉄東豊線「福住駅」下車 3・4番出口 徒歩20分

<お願い>

本総会は、省エネ・節電への取組みとして、ノーネクタイのクールビズスタイルにて開催させていただきますのでご了承賜りますようお願い申し上げます。株主の皆さまにおかれましても軽装にてご出席くださいますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。